

第 71 回接続委員会 議事概要

日時 令和 6 年 12 月 6 日（金）17:01～17:43

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、西村 暢史委員、西村 真由美委員、山下 東子委員、
青柳 由香専門委員、関口 博正専門委員、高橋 賢専門委員、橋本 悟
専門委員

総務省 大村電気通信事業部長、井上料金サービス課長、小川料金サービス課
課長補佐

【議事概要】

・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第 3 1 8 5 号】

- 総務省から資料に基づいて説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

・電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第 3 1 8 6 号】

- 総務省から資料に基づいて説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

<東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について>

【主な発言等】

（青柳委員）

全体的に大変良い取組がなされると思うため、今回の認可を支持する。とりわけ加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定については、既存のインフラ活用という方向性もありながら、競争の促進をするものと拝察する。今後、その費用の分担については随時見直しをしていただきたいと思います。

（相田主査）

特に変更すべきという御意見はなかったため、12月11日に開催される電気通信事業部

会には、報告書（案）のとおり報告することとしたい。

<電気通信事業法施行規則の一部改正について>

【主な発言等】

（高橋委員）

トラヒック・ポンピングへの対処方法がこれまで議論され、今回、省令改正案が諮問されたのだと思うが、これからも我々が想定していないようなやり方でトラヒック・ポンピングのような行為が行われる可能性もあるため、今後も継続して注視していくことが必要。

（小川料金サービス課課長補佐）

御指摘のとおり、今回の省令改正、先般のガイドラインの策定等、様々な取組を行っており、その効果も踏まえながら今後の状況について注視するとともに、必要な対応について別途検討し、また議論させていただき。

（相田主査）

特に変更すべきという御意見はなかったため、12月11日に開催される電気通信事業部会には、報告書（案）のとおり報告することとしたい。